

(労働局ホームページ・トピックス掲載文)

改正された岩手県最低賃金が発効！

岩手県最低賃金が、平成 23 年 11 月 11 日より時間額 644 円から **645 円** となります。

「必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も 岩手県最低賃金 時間額 645 円」

- ◎ すべての事業主は、その雇用する労働者（パート労働者・アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、最低賃金額を理由に一方的に労働者の賃金を引き下げることが許されません。
- ◎ 賃金額が、時間額 645 円を下回っている場合は、発効日から、時間額 645 円以上となるよう賃金額を改定する必要があります。
- ◎ 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含まれません。
- ◎ 岩手県の最低賃金には、岩手県最低賃金（地域別）の他、産業別最低賃金が設定されています。

最低賃金額との比較方法

実際の賃金が最低賃金額以上になっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と岩手県最低賃金額を次の方法で比較します。

- ① 時間給の場合・・・時間給については、岩手県最低賃金と比較して下さい。
- ② 日給の場合・・・日給を所定労働時間で除し、時間当たりの金額と岩手県最低賃金を比較します。
- ③ 週給、月給等の場合・・・賃金額を時間当たりの金額に換算し、岩手県最低賃金と比較します。

例 岩手県内の事業場で働く労働者 A さんの労働条件は、年間所定労働日数 260 日（年間休日 105 日）、1 日の労働時間 8 時間、月給 111,500 円とします。岩手県最低賃金は 645 円ですので、比較すると・・・

$$\frac{\text{月給 } 111,500 \text{ 円}}{\text{年間所定労働日数 } 260 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間} \div 12 \text{ ヶ月}} \div 643.26 \text{ 円} < \text{岩手県最低賃金 } 645 \text{ 円}$$

となります。したがって、この場合は 11 月 11 日から発効する岩手県最低賃金を満たしていないこととなります。

働く人の暮らしを
守る制度です。

岩手県

最低賃金 が改定されました。

645円

時間額

[発効日]平成23年11月11日

※特定の産業には特定(産業別)
最低賃金が定められています。



必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき
国が賃金の最低額を定め、使用者は、その
最低賃金額以上の賃金を支払わなければ
ならないとする制度です。

ウェブで最低賃金が
チェックできます。

最低賃金制度


検索

厚生労働省
ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する
特設サイトアドレス

<http://www.saiteichingin.info/>

 厚生労働省



最低賃金に関するお問い合わせは岩手労働局または最寄りの労働基準監督署へ



最低賃金額 以上の賃金が 支払われていますか？ お確かめください。




最低賃金制度は、
すべての労働者の賃金の
最低限を保障する
セーフティネットです。

具体的な金額など詳しくは厚生労働省の
ホームページをご覧ください。



Q


最低賃金制度とは何ですか？



最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、「地域別最低賃金」と、「特定(産業別)最低賃金」があります。

Q

最低賃金の対象となる賃金には
どんなものがありますか？




最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われる賃金に限られます。具体的には、支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

Q


最低賃金額より低い賃金を、
労働者、使用者双方合意の上で
定めた場合はどうなりますか？



最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

Q

最低賃金額以上となっているかを
どのように確認するのですか？



支払われる賃金のうち、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

- ① 時間給の場合
時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- ② 日給の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
(ただし、日額が定められている特定(産業別)
最低賃金が適用される場合には、
日給 \geq 最低賃金額(日額)となります。)
- ③ 月給の場合
月給 \div 1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- ④ 上記①、②、③の組み合わせの場合
例えば、基本給が日給制で各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記②、③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。



厚生労働省

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も